



Title	フランスの会計監査役による警告手続
Author(s)	蟹江, 章
Citation	経済學研究, 48(4), 212-222
Issue Date	1999-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32154
Type	bulletin (article)
File Information	48(4)_P212-222.pdf



[Instructions for use](#)

フランスの会計監査役による警告手続

蟹 江 章

1. はじめに

フランスの企業会計では、経営の継続性(*continuité de l'exploitation*)の前提は基本的な会計慣行(*convention comptable*)として位置づけられる。年度計算書類(*comptes annuels*)は、他の前提を採用する旨が明示されない限り、経営の継続性を前提として作成されているとみなされる。決算に際して、被監査企業が活動状態にあるかどうか、予測可能な将来(*avenir prévisible*) (通常、決算日後1年間)において活動状態であることを妨げるような事実が存在しないかどうかの評価されなければならない¹⁾。

フランスの会計監査役(*commissaire aux comptes*)は、年度計算書類の監査証明(*certification*)を行うにあたって、それが経営の継続性を前提として作成されていることを確かめなければならない(監査基準 § 2507)。さらに、被監査企業の経営危機を予防するために実施される「警告手続」(*procédure d'alerte*)の観点からも経営の継続性に留意することを求められている。

本小稿では、まず、警告手続との関連で経営の継続性がどのように評価されるのかについて検討する。次いで、会計監査役の職務としての警告手続が、具体的にどのようなプロセスを経て実施されるのかについて見る。最後に、実際に

行われた警告手続の例を分析し、これが会計監査役の職務においてどのような意義をもち、いかに位置づけられるべきかについて考える。

2. 警告手続と経営の継続性の評価

会計監査役による警告手続は、1984年の商社会社法(*loi sur les sociétés commerciales*)の改正によって制定されたものである。その後、1994年にその手順等が一部改訂され今日に至っている。それによれば、会計監査役は、その職務を実施する際に経営の継続性を損なう恐れのある事実を発見したときには、これを取締役社長に伝えるものとされ(第230-1条第1項)²⁾、これによって一連の警告手続が開始される。

フランスの監査基準は、これを受けて会計監査役による警告手続の実施を規定している (§ 352)³⁾。

会計監査役による警告手続が具体的にどのような手順で実施されるのかについては次節で見ることにし、本節では警告手続にかかわる経営の継続性の評価について検討する。

1) *Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes, Le Commissaire aux Comptes et la Continuité de l'Exploitation (Collection Notes d'Informations No. 8)*, 2^e éd., CNCC Edition, 1996, p. 12.

2) 1994年の改正以前の規定では、会計監査役が発見した事実について取締役社長に「説明」を求めるものとされていた。改正によって「事実を伝える」との表現に変更されているが、両者に実質的な違いはないと考えられている(*Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes, L'Alerte (Collection Notes d'Informations No. 7)*, CNCC Edition, 1995, p. 54.)。

3) 監査基準 § 352: 法の規定を適用して、会計監査役は、その職務の実施に際して、経営の継続性を損なう恐れのある事実を発見したときには警告手続を実施する。

警告手続は、会計監査役が年度計算書類の証明という通常の職務を遂行する過程で、被監査企業の経営の継続性を損なうような事実を発見した場合に実施されるものである。それは、決算時における経営の継続性の評価を待つことなく、監査職務のすべての段階において、該当する事実が発見された時に開始されなければならない。それゆえ、会計監査役は、会計期間の全般にわたって被監査企業の経営の継続性に留意するように求められることになる。

1984年の商社会社法の改正では、警告手続と同時に、企業の経営危機の兆候を早期に発見するために、一定の条件を満たす企業に対していくつかの書類の作成と会計監査役による調査が求められることになった(商社会社法第340-1条、第340-2条)。流動資産・流動負債要約表(situation de l'actif réalisable et disponible, valeur d'exploitation exclues, et du passif exigible)、予測成果計算書(comptes de résultat prévisionnel)、資金計算書(tableau du financement)および予測資金調達計画(plan de financement prévisionnel)ならびにそれらの分析報告書(rapport d'analyse)がそれである(以下、これらの書類を「予測書類等」と呼ぶ)。

会計監査役は、これら予測書類等に対して「限定調査」(examine limité)と呼ばれる手続を実施する。限定調査とは、主として分析的調査(examen analytique)を実施し、とくに経営者その他の適格者との面談を通じて、必要と思われる情報を入手するという手法をいう(監査基準 § 212)。限定調査では、通常の監査とは異なる手続をやや狭い範囲で実施し、これによって会計監査役は、調査の対象となった情報に重要な虚偽記載(anomalie significative)が存在しないことについて、通常の監査よりやや程度の低い確信をえることができるとされる (§ 212.02)。

限定調査の中心的な手続であるとされる分析的調査は、①計算書類等からえられるデータと企業の過去および予測データまたは同種企業のデータとの比較を行い、またはその間の関係を

明らかにすること、②変動および趨勢を分析すること、および③これらの比較から明らかになった異常な事項を検討および分析することからなる検証手続の集合体として理解されている⁴⁾。分析的調査による被監査企業の財務比率の状況およびその変動・趨勢の分析は、会計監査役が当該企業の経営の継続性を損なうような事実を示す指標を発見するための一つの有力な手段であると考えられている⁵⁾。

予測書類等の調査は、会計監査役にとって被監査企業の経営の継続性を評価し、とくに警告手続の必要性にかかわる判断に有用な情報を提供するものと考えられる。例えば、予測成果計算書は半期経過後に見直しが行われることになっているが、成果予測の極端な下方修正、売上の減少または費用の著しい増加などの要因や上期の予測と実績との比較が、被監査企業の置かれている困難な状況を示すものとして重要な情報を提供するかもしれないのである⁶⁾。このとき、会計監査役は、こうした調査の結果に基づいて警告手続を開始すべきか否かを検討することになる。

会計監査役の職務において、経営の継続性は二つの意味で重要である。一つは、年度計算書類に対する監査証明を行うに際して評価することを要請されているものであるということである。他は、被監査企業の実質的な経営の継続性を確保するために、それを損なうような要因を発見して警告を発することができるように、監査職務の全期間にわたって注意を払うべき対象であるということである。

警告手続は、会計監査役が通常の職務の過程で経営の継続性を損なう恐れのある事実を発見した場合に実施されるのであり、そうした事実を発見するための特別な調査計画の設定や手続

4) Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes, Examen Analytique (Collection Notes d'Informations No. 6), CNCC Edition, 1986, p. 9.

5) *Ibid.*, p. 13.

6) CNCC(1996), *op. cit.*, p. 41.

の実施が求められているわけではない。しかし、実際には、会計監査役は監査職務の全般にわたって被監査企業の経営の継続性に注意を払う必要がある。

そこで明らかになった事実が被監査企業の経営の継続性を損なうものであると認識されると、会計監査役は直ちに経営状況の改善を経営者に勧告することで経営危機を回避すべきであると判断し、警告手続を開始するであろう。他方、経営の継続性に関して不確実性が存在するが警告手続を必要とするものではないと判断すれば、年度計算書類における情報開示ならびにそれとの関連で監査報告書に所見が記載されるか、または評価結果が監査証明に反映されることになるであろう⁷⁾。

3. 警告手続の構造

1984年の商社会社法の改正によって導入された警告手続は、会計監査役だけではなく、株主、従業員代表あるいは裁判所長などによっても開始されることができる。しかし、会計監査役による警告手続は、企業の経営危機回避手段とし

てとくに重要視されており、その実施が義務づけられるものである⁸⁾。

本節では、会計監査役による警告手続がどのような手順で実施されるのかについて見ることにする。

すでに繰り返し指摘しているように、警告手続は、年度計算書類の証明という会計監査役の職務の過程で明らかになった事実に基づいて実施される。逆の見方をすれば、会計監査役は、通常の職務に当たって実施する手続の枠内で被監査企業の経営の継続性を損なう恐れのあるリスク要因を識別できなければならないということになる⁹⁾。こうして識別されたりリスク要因が、場合によっては監査証明に影響を与え、または警告手続の開始を要求するのである。

経営の継続性を損なう恐れのある事実を網羅的に示すことは不可能である。しかし、とくに重要なリスク要因で、会計監査役が経営の継続性を評価する上で有用な事項を例示することができる(表-1)¹⁰⁾。

こうした重要なリスク要因を参考にして、被監査企業の経営の継続性を損なう恐れのある事実を識別した場合、会計監査役は回避すること

〈表-1〉経営の継続性に関するリスク要因の例

- | |
|---|
| <p>〈財務状態に関する要因〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務超過 ・運転資本の不足 ・当座資金の不足 ・負債の更新不能または必要な追加資金の調達不能 ・過大な担保要求 ・極端にコストの高い資金調達 ・仕入先信用の欠如 ・重要な得意先の破産 ・通常の配当政策の破棄または大幅欠損時の配当 ・経営危機状態にある子会社の吸収 ・経営危機状態にある子会社への保証供与 ・親会社による支援打ち切り決定 |
|---|

7) Ibid., p.31.

なお、監査報告書における所見の記載ならびに監査証明への影響については、拙稿「フランスの監査報告書の構造と分析」『経済学研究』(北海道大学)第47巻第1号(1997年)、13-15頁、ならびに同「フランスの会計監査役による継続企業監査」『経済学研究』第48巻第2号(1998年)、41-44頁を参照されたい。

8) CNCC(1995), *op. cit.*, p.12.

9) CNCC(1996), *op. cit.*, p.43.

10) CNCC(1995), *op. cit.*, pp.100-101.

〈経営活動に関する要因〉

- ・自己金融能力の不足、経営損失
- ・重要な市場の喪失
- ・直接または子会社を通じた重要な収入源の喪失
- ・いくつかの部門における重大かつ継続的な操業度不足
- ・著しい過剰在庫
- ・革新的分野にかかわる開発能力の欠如
- ・ライセンス、フランチャイズ契約等の喪失
- ・重要な原材料の調達不能

〈会計および財務的影響をもつその他の要因〉

- ・重大かつ反復的な社会的紛争
- ・生産設備の破損
- ・重要な得意先または仕入先との重大な紛争あるいは相手国の深刻な政情不安
- ・進行中の法的手続または取用の結果
- ・第三者または企業による重要な契約の不履行
- ・あるプロジェクトの成功への著しい依存・自然災害

のできない義務として警告手続を開始しなければならない。ただし、それに先立って、会計監査役は経営者と面談することを通じて、識別した事実に関してできる限り完全な情報を入手する必要がある(監査基準 § 352.05)。例えば、〈表-2〉に示すような、リスク要因を相殺または

緩和する事実が存在するかもしれない¹¹⁾。こうした事実を見逃したまま、不適切な警告手続を実施することは避けなければならない。

会計監査役が警告手続を開始すると、年度計算書類の証明という通常の職務とは異なる次のような業務を行うことになる (§ 352.06)。

〈表-2〉 リスク要因を相殺あるいは緩和する事項の例

〈財務状態に関する事項〉

- ・不要な経営資産の売却
- ・棚卸資産または固定資産の更新延期の可能性
- ・リースまたは賃貸の利用
- ・特別借入枠あるいは債権買取業者の利用
- ・債務返済期限の延期
- ・返済期限到来債務の更新
- ・配当の削減または停止
- ・既存株主への支援要請または新規投資者の出現
- ・投資助成金の獲得

〈経営活動に関する事項〉

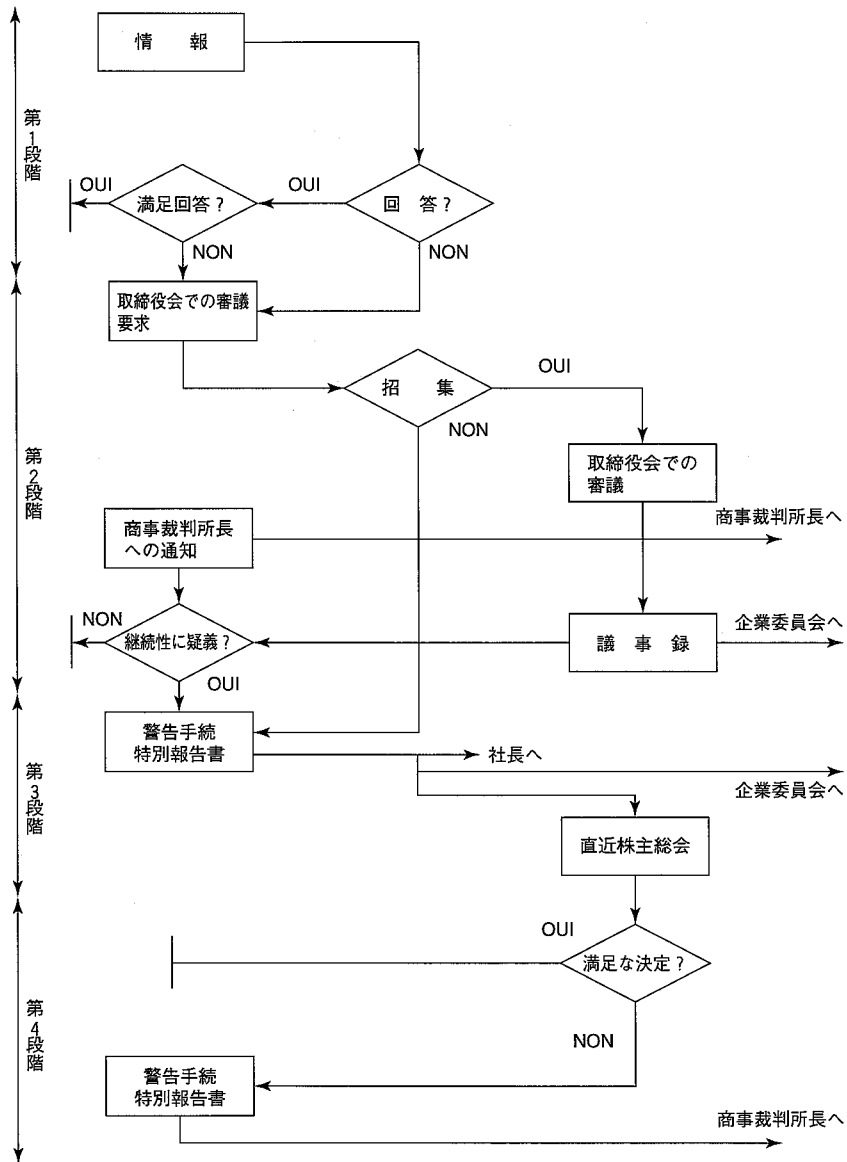
- ・経営損失の発生源である活動部門の廃止
- ・維持費または研究開発費の支出延期
- ・一般管理費および在庫の削減
- ・低操業度の一時的な改善
- ・子会社などからの受取配当金および非経常的収益の増加
- ・経営助成金の獲得

〈その他の事項〉

- ・倒産した得意先および仕入先の迅速な埋め合わせ
- ・新しい市場の獲得または新製品の開発

11) *Ibid.*, pp.101-102.

<図-1>フランスの会計監査役による警告手続のプロセス



- ・経営者および場合によっては経営機関に対する説明要求
- ・手続期限の監視
- ・回答の評価および追加的な調査手続の実施
- ・裁判所長への通知ないし報告
- ・警告手続特別報告書の作成

対象をとくに株式会社に限定すると、警告手続は4つの段階からなる。そしてそれらは、企業側の対応あるいは会計監査役の評価・判断の結果に応じて段階的に実施される。以下、商事会社法および同適用令にしたがって、これらの段階ごとに警告手続の手順を見る。なお、これらの手順は〈図-1〉のように示すことができる¹²⁾。

(1)第1段階

第1段階は、会計監査役が通常の職務の過程で発見した経営の継続性を損なう恐れのある事実を、取締役社長(*président du conseil d'administration*)に文書で報告することから始まる。報告の目的は、将来の見通しを含めた企業経営の状況について経営者の注意を喚起することにある。取締役社長は会計監査役から報告を受けた事実について文書で回答する必要があるため、第一段階の手続は、事実上、会計監査役が発見した事実に対する取締役社長への説明要求の意味をもつことになる。この段階の手続は内部警告的性格をもつものである¹³⁾。

取締役社長は、経営危機を回避するためにどのような対策をとったかを会計監査役に説明する必要がある。これを受けて、それが経営状況を改善し、経営の継続性に関するリスク要因を取り除くものであるかどうかの検証が行われることになる¹⁴⁾。

社長からの回答が会計監査役を納得させるに十分なものであれば、すなわち経営の継続性に

対する会計監査役の疑念が払拭されれば、警告手続はここで終了する。取締役社長からの回答がないか、回答の内容が十分なものではないと判断されると、手続は第2段階へ移行する。

(2)第2段階

取締役社長は、会計監査役からの情報を受け取ってから2週間以内に回答を行わなければならない(商事会社法第230-1条第2項)。この期限内に回答がなされない場合、または回答はなされたが、会計監査役がその内容を十分ではないと判断した場合に第2段階の手続がとられることになる。

会計監査役は、取締役社長に対して取締役会の招集を要求する。この要求は、回答がないことを確認した後、または回答が不十分である場合には回答受理後1週間以内に行われる。取締役社長は、要求受理後1週間以内に、会計監査役によって指摘された事実について審議するための取締役会(*conseil d'administration*)を招集し、当該会議はその後1週間以内で開催されなければならない(商事会社法適用令第251-1条第3項)。会計監査役は、自らその会議に出席する¹⁵⁾。

取締役会の議事録の写しが、取締役会開催後1週間以内に会計監査役および企業委員会(*comité d'entreprise*)¹⁶⁾に送付されなければならない。会計監査役は、議事録を通じて、経営機関が経営危機を回避するために講じる方策を確認することができる。なお、会計監査役は、取締役会の開催後直ちに(*sans délai*)、商事裁判所長に対して警告手続を開始した旨を通知する(適用令第251-1条第4項)。

会計監査役が、取締役会で決定された対策が経営の継続性を維持するのに十分であると判断

12) *Ibid.*, p. 73.

13) *Ibid.*, p. 24.

14) *Ibid.*, p. 26.

15) *Ibid.*, p. 27.

16) 企業委員会については、野村健太郎『フランス企業会計』(中央経済社), 1990年, 455-456頁を参照されたい。

した場合には、警告手続はここで終了する。

(3)第3段階

会計監査役からの要求受理後1週間以内に取締役会が招集されなかった場合、または2週間以内に指摘された事実を審議するための取締役会が開催されなかった場合、あるいは取締役会によって対策が決定されたにもかかわらず、会計監査役が依然として経営の継続性が損なわれる危険性が払拭されないと判断した場合には、警告手続は第3段階に移る。

第1および2段階では、取締役社長および取締役会という企業内部の経営機関に対して事実を指摘し、説明ならびに対応を要求する内部警告的意味をもつ手続が実施される。

これに対して第3段階の目的は、会計監査役によって作成される警告手続特別報告書(rapport spécial d'alerte)によって、株主総会に対して経営危機に関する情報を伝達し、対策を促すことにある。この報告書は、議事録受領後2週間以内に作成され、取締役社長に提出されるとともに、企業委員会に送付される(適用令第251-1条第5項)。さらに、同報告書は、直近の株主総会(assemblée générale des actionnaires)に提出される(商社会法第230-1条第3項)。

特別報告書には、警告手続を開始するに至った企業の状況および同報告書を作成しなければならなくなった経緯などが記載される¹⁷⁾。これに基づいて株主総会の場で株主による経営危機回避のための対応策が協議され、決定されることになろう。会計監査役が、株主総会での決定によって経営の継続性を損なう恐れのある事実が取り除かれると考える場合には、警告手続は終了する。しかし、それによっても依然として経営の継続性が保証されないと判断する場合には、最終の第4段階の手続が実施される。

(4)第4段階

第4段階では、株主総会終了後直ちに、会計監査役によって商事裁判所長に対して警告手続の経過および結果が報告される(商社会法第230-1条第4項)。この報告をもって会計監査役による警告手続は終了する。

以上で見たように、会計監査役による警告手続は、経営の継続性について何らかの証明を行おうというのではない。年度計算書類の証明という通常の職務の過程で発見した事実に基づいて、文字通り経営危機回避のために企業に対して警告を発し、適切な対応を促す手続として理解されよう。

会計監査役は、被監査企業の経営危機を示す事実を何も発見しなければ、警告手続を実施する義務はないと考えることができる。しかしながら、会計監査役は監査の全般にわたって被監査企業の経営の継続性について留意することを求められており、通常の職務の過程で経営危機を示すような事実を発見できなければならないということもできる。

上に掲げたようなリスク要因を発見すること、ならびにそうした要因を相殺・緩和する事項を適確に把握することが、適切な警告手続の実施に不可欠である。警告手続のために特別な計画や手続を要しないということは、逆にいえば、こうしたことが通常の職務の枠内で実施されなければならないことを意味する。そしてそれは、年度計算書類によって提供される財務情報の証明という観点だけではなく、経営実態に対する判断にもかかわってくるのである。

4. 会計監査役職務と警告手続

前節では、会計監査役による警告手続の手順を法令の規定に沿って概観した。そこから明らかかなように、警告手続は本質的に内部警告的性格をもつものである。それゆえ、実際にどのよ

17) CNCC(1995), *op. cit.*, p. 29.

〈資料-1〉ユーロトンネル株式会社に対する会計監査役の「警告手続特別報告書」

警告手続特別報告書

1995年11月23日

警告手続に関する1966年7月24日付法律の第230-1条を適用して、謹んで特別報告書を提出する。

会計監査役としての職務の枠内で、われわれは1995年9月11日に貴社の経営の継続性を損なう恐れがあると考えられる次の事実を発見した。

約1年の活動実績に基づいて1995年9月に作成された財務見通しは、もし何らの措置もとられなければ、ユーロトンネル社が近い将来に銀行債務に耐えられなくなり、したがって経営活動を継続できなくなることを示している。

われわれは、貴社の取締役社長に対して、1995年9月14日付の受取通知請求付書留郵便によって、これらの事実についての説明を求めた。1995年10月3日の回答の中で、貴社の取締役社長は、彼自身の状況分析について述べ、さらにすでにとられている対策ならびに検討されている措置を明らかにした。1995年10月13日のわれわれの求めに応じて、貴社の取締役会は、1995年11月10日に当該状況についての審議を行った。

貴社の取締役社長および取締役会は、われわれに対して、ユーロトンネル社が短期および長期の問題に直面していることを明らかにした。

短期的な経営の継続性

9月14日以来、*Dette Junior*の利息支払いの延期によって、さらには特定の条件を満たすという条件付で追加的な*Credit Senior*を引き出すことを認める特例を与えることによって経営の継続性を維持してきた。この特例によって、次のことが可能になったと考えられる：

- 経営収入によってまかなわれることができない支出に対応すること
- これによって、偶発的な事象を除いて、この特例期間である12ヵ月間は支払停止状態に陥らないこと
- 6ヵ月から18ヵ月間に及ぶであろう*Dette Junior*の利息支払い凍結期間の全般にわたって、経営活動を正常に継続すること

長期的な経営の継続性

長期的な状況の改善は、次のようないくつかの要因の組み合わせによってしか実現されることはできない：

- 債務の再構成：予想される損失は、多くが債務負担に起因している。9月14日に開始され、その間、銀行による担保権の行使を禁じる*Dette Junior*に対する利息支払いの凍結期間中に、新たな資金調達計画を設定する必要がある。銀行との協議が開始されている。貸付契約の条件によれば、1996年3月14日までに、銀行シンジケート団に対して新たな資金調達計画が提示されなければならない
- とくに次の者との負担分担による解決の検討・調査：
 - 調停審による決定との関係で鉄道網
 - 引き渡しの遅れおよび車両の不具合に対するクレームとの関係でユーロトンネルの建設者であるTML
 - そして、とくに輸送サービスの価格維持を目的としてフェリー会社を優遇する差別的な施策をとる両国政府
 - ユーロトンネルの経営条件の改善とそれによるコストの軽減

ユーロトンネル社によって実施および検討されている上記の対策は、銀行に関しては協議の対象となり、その他の出資者に関しては検討の対象となる。

したがって、今日現在、ユーロトンネル社は、中・長期的に経営の継続を保証できるような解決策を見出していない。

パリ、1995年11月23日

BEFFC-Price Waterhouse
G. Danthony H. Toth

KPMG Audit
Fiduciaire de France
C. Briolay

うな事実に基づいて手続が開始され、取締役社長および取締役会がどう対応したかを直接窺い知することは容易ではない。唯一分析の手がかりを与えてくれるのが、警告手続特別報告書である（もちろん、この報告書が作成される以前の段階で手続が終了した場合には、外部からこれを分析することはますます困難になる）。

本節では、実際の警告手続特別報告書を手掛かりにして、会計監査役による警告手続を分析してみる。そして、これを通して警告手続の論理および会計監査役の職務における同手続の位置づけについて考えることにする。

ここで分析の対象とするのは、英仏海峡トンネル運営会社である「ユーロトンネル株式会社」(Eurotunnel S.A.)に対して1995年に実施された警告手続にかかわる特別報告書である（資料-1）。

1995年11月23日付けで提出されている警告手続特別報告書は、商社会法（1966年7月24日付法律）に基づくものであることが明らかにされている。

会計監査役は、まず、9月11日に同社の経営の継続性を損なう恐れのある事実を発見したことを告げている。その事実とは、財務見直しから判断して、同社が近い将来に銀行からの借入債務の負担に耐えられなくなって、経営活動を継続できなくなる恐れがあるということである。そして、この事実に関して、9月14日付けで取締役社長当てに説明要求が出されたことがわかる（第1段階）。

これに対して、取締役社長は10月3日に回答を示し、状況分析とすでにとられている対策および検討されている措置について説明をしたとされる。しかしながら、会計監査役はこうした説明内容を十分ではないと判断し、10月13日に取締役会の招集を要請した。11月10日に取締役会が開催され、会計監査役が指摘した事実についての審議が行われた（第2段階）。

会計監査役は、取締役社長の説明および取締役会の審議から、同社が経営の継続性を維持す

るためには、長期的にも短期的にもいくつかの重大な問題を抱えていることが明らかになったと判断したようである。特別報告書において、短期および長期に分けて具体的な問題点が明らかにされている。そしてその上で、同社が実施した対策および検討している措置は、銀行その他の出資者との協議・検討を必要とするものであり、同社の中・長期的な経営の継続性を保証しうるものではないとの結論を導き出している。それゆえに、株主総会に宛ててこの警告手続特別報告書が提出されなければならなかったのである（第3段階）。

この報告書を受けて行われたであろう株主総会での審議結果に対して、会計監査役がどのような判断を下したか、すなわち第4段階の手続（商事裁判所長への報告）が実施されたか否かは明らかではない。しかし、翌1996年の同社の年度計算書類に対する会計監査役の監査証明は、経営の継続性に対する未確定事項の存在を理由とする限定付き証明(certification avec réserve)であった。この事実から推測するに、同社の経営の継続性が依然として保証されるには至っていないことが窺われる。

その後、1997年の株主総会において同社の再建策が承認されたとの報道がなされた¹⁸⁾。さらに、1997年の年度計算書類に対する監査報告書においては、経営の継続性について依然として未確定事項が存在することに変わりはないが、その取り扱いが限定付き証明から監査証明に影響を与えない所見(observation)へと変更されている¹⁹⁾。こうした状況から判断すると、同社の経営の継続性に関しては、徐々に状況が改善されてきているようにも見受けられる。

こうした事実を見ると、会計監査役の警告手続が、経営者に対して状況改善を強く迫り、株主に対しては不利な条件を含んでいたともいわ

18) 『日本経済新聞』1997年7月19日付朝刊。

19) 監査報告書における所見の意義、取り扱い等については、前掲拙稿（1997年）、13-15頁ならびに21-23頁を参照されたい。

れる再建策²⁰⁾を承認させるのに効果があったようにも思われる。警告手続は、ユーロトンネル社が存続能力を回復するのに一定の役割を果たしたと考えられるのである。

すでに繰り返し指摘しているように、警告手続の出発点は、会計監査役が年度計算書類の証明という通常の職務の過程で発見した被監査企業の経営の継続性を損なう恐れのある事実である。ここで分析した事例においては、銀行からの借入債務に対する負担が経営破綻を招く危険性である。通常の職務の枠内では、会計監査役は当該事実が年度計算書類において適切に表示されているか否かを検証し、その結果を監査証明に反映させるかまたは所見という形で伝達することになる。

ところが、こうした事実の存在が財務情報として適切に表示されていたとしても、その事実自体を放置すると被監査企業の実質的な経営の継続性が損なわれる危険性が大きいと判断すれば、会計監査役は警告手続を開始することになる。この場合、多額の債務負担に対して何らかの対応策が講じられなければ経営破綻につながるかの判断があるのだから、状況の改善という事実を要求する手続が実施されることになる。それが、取締役社長に対する説明要求であり、取締役会や株主総会での審議要求である。

会計監査役は、こうした要求に対する回答を評価し、その有効性について判断を下しながら警告手続を進めることになる。各段階ごとに説明を求める相手の判断や行為を評価し、必要に応じて結果を伝達しながら次の段階へと進んで行く。このように考えると、警告手続は、段階ごとに実施される実態監査的な手続の集合体として理解することができそうである。

実態監査²¹⁾は、情報監査²²⁾とは異なり、監査

主題の立証を意図するものではなく、不当あるいは違法な判断または行為を発見した場合にこれを指摘するというものである。警告手続において、会計監査役が発見した事実に対して十分な説明ないし対応策の提示を受ければ、それ以降の手続を実施せずその段階で手続が終了するということは、指摘すべき事実が存在しなければその旨だけが伝えられる実態監査の論理²³⁾に相通じるものがあるようにも思われる。

警告手続を実態監査と捉えるならば、フランスの会計監査役監査は、年度計算書類の証明という情報監査と警告手続という実態監査を、経営の継続性という共通項によって融合した構造をもつということができるとも考えられる。

5. むすびにかえて

フランスの会計監査役による警告手続は、1970年代の石油危機にともなう企業倒産の多発と大量の失業者の発生を受けて、企業の経営破綻を未然に防止するための仕組みとして制定されたものである²⁴⁾。それゆえ、その目的は、被監査企業の経営の継続性について証明を行うとか、あるいは何らかの意見を表明するというこ

21) 実態監査とは、シンボルとしての情報の背後にある行為（業務）の内容、根拠、かかる行為が行われた状況等を調べることによって、当該行為が妥当なものであるか、法令をはじめとする各種規範（自律的規範も含む）に準拠したものであるのか、さらにはかかる行為が効率的になされていたかどうかについて、換言すれば、人間の行為や判断そのものの適否について意見を表明することを目的とする監査の態様であると定義づけられる（鳥羽至英「実態監査理論序説—「業務」概念との訣別」『JICPAジャーナル』No. 485, 1995年, 49頁）。

22) 情報監査とは、立言（言明や陳述）の内容・根拠を証拠づけることによって、当該陳述が信頼できるものであるか、あるいは妥当であるかについて、意見を表明することを目的とする監査の態様であると定義される（鳥羽、同上論文, 49頁）。

23) 鳥羽至英「実態監査理論序説—実態監査の理論構造—」『会計』第148巻第6号, 1995年, 69頁。

24) Jacques POTDEVIN, *Le Commissaire aux Comptes*, DALLOZ, 1996, p. 222.

20) 前掲『日本経済新聞』記事。

とではなく、むしろ悪化した経営状況を改善するように勧告し、企業倒産を未然に防止することであると見ることができる。

この意味において、警告手続は会計監査役の通常の職務である年度計算書類の監査証明とはやや性格を異にするものであることがわかる。しかしながら、その出発点が通常の監査職務にあり、また、手続には実態監査的な面が見られる。このため、会計監査役の職務を情報監査と実態監査を融合した監査形態と捉え、その中に警告手続を位置づけることができるかもしれない。

とはいうものの、警告手続は監査の枠組みを超える論理や性格を併せもつようにも思われることから、これを監査として捉えることにはやや抵抗がないわけではない。それゆえ、本小稿の一応の結論としては、警告手続を通常の監査職務と密接なかかわりをもちながらも、監査の枠をやや超える延長線上に位置する会計監査役の一つの職務として理解しておきたいと思う。

〔付記〕本小稿は、平成10年度科学研究費補助金（奨励研究(A)10730062)による研究成果の一部である。